

島原市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の財務監査（定期監査）及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年3月25日

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 永 田 光 臣

令和 3 年 度

財務監査（定期監査）及び行政監査

結 果 報 告 書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部署及び実施期間	1
3. 監査項目及び着眼点	1
4. 監査の実施内容	1
5. 監査の結果	2
【市 民 部】市民安全課	2
市民窓口サービス課	3
環境課	3
市民協働課	3
【商工観光部】商工振興課	3
しまばら観光課	4
【農林水産部】農林課	5
耕地水産課	5
【教育委員会】教育総務課	6
学校教育課	7
社会教育課	8
スポーツ課	9
6. 総 括	9

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）及び行政監査

2. 監査の対象部署及び実施期間

部 署 名		書類監査の期間	実地監査日	講評日
市民部	市民安全課	自 令和３年１１月１日 至 令和３年１１月１２日	※令和４年２月３日 開催を中止。ただし、 「書面質疑」により実 施。	※令和４年２月２２ 日開催を中止。ただ し、「書面講評」により 実施。
	市民窓口サービス課			
	環境課			
	市民協働課			
商工観光部	商工振興課	自 令和３年１１月２２日 至 令和３年１２月３日		
	しまばら観光課			
農林水産部	農林課	自 令和３年１１月２２日 至 令和３年１２月３日		
	耕地水産課			
教育委員会	教育総務課	自 令和３年１２月１３日 至 令和３年１２月２４日		
	学校教育課			
	社会教育課			
	スポーツ課			

3. 監査項目及び着眼点

本年度の監査は、令和2年度分の事務の執行に関する、①補助金等に関する事務の執行状況、②委託・請負等の契約事務の執行状況、③公金の保管等の取り扱い状況、④その他財務事務の状況、⑤経営に係る事業の管理に重点を置いた。

そして、これらの事務の執行が、関係法令及び条例、規則等に基づいているかなどに着目して実施した。

4. 監査の実施内容

事前に作成依頼した資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき事務の執行が適正に行われているか監査した。また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5. 監査の結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部において是正及び改善すべき事項が見受けられ、その内容を監査対象部署ごとに整理すると下記のとおりである。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

【市民部】

《市民安全課》

■島原市交通安全関係団体補助金について

[交通安全活動費補助金]

- ①島原市交通安全関係団体補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。

[島原市交通安全母の会連合会補助金]

- ①島原市交通安全関係団体補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。
- ②令和2年度の補助対象とする事業計画並びに収支予算には、令和3年4月以降の事業並びに経費が含まれている。
- ③令和2年度収支決算（書）において、「支出額」が市補助金額より少額となり剰余金が発生し、次年度繰越額が過剰となっている。

■生活安定再建資金貸付金について

- ①雲仙岳噴火災害に係る生活安定再建資金貸付要綱第8条（延滞利子）に定められる延滞利子の徴収を行っていない。

■その他事務処理に関する事項について

- ①起案文書の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。

《市民窓口サービス課》

※該当なし

《環境課》

■島原市環境関係団体等補助金について

[島原市保健環境連合会補助金]

①令和2年度収支決算（書）において、「支出額」が市補助金額より少額であり剰余金が発生し、次年度繰越額が多額となっている。

②本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。

[有明町海と川を守る会補助金]

①令和2年度収支決算（書）において、「支出額」が市補助金額より少額であり剰余金が発生し、次年度へ繰越されている。

《市民協働課》

※該当なし

【商工観光部】

《商工振興課》

■島原市雇用拡大支援事業補助金について

①会計年度独立の原則による補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。

■島原市商工業振興事業補助金について

[商工業後継者育成補助金]

①補助金交付申請にて提出された「収支予算書」において、収入に関して市補助金以外の他の財源が含まれ、支出に関する補助対象経費の明細（科目・金額）が不明確であり、実績報告書による「収支決算書」も同様である。また、補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。

■島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例に基づく奨励金について

- ①「島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例」第11条に定める指定業者からの事業活動報告がなされていない。

《しまばら観光課》

■島原市観光振興事業補助金について

[島原市スポーツキャンプ等誘致補助金]

- ①島原市観光振興事業補助金交付要綱第6条に定める実績報告書「(1) 収支決算書」に関連する「(2) 支払明細書(伝票又は領収書など)」の提出がなされていない。
- ②令和2年度収支決算(書)において、次年度繰越金が多額となっている。

[観光客誘致事業等補助金]

- ①補助金交付申請にて提出された「収支予算書」において、収入に関して市補助金以外の他の財源(イベント収入・繰越金など)が含まれており、支出に関する補助対象経費の明細(科目・金額)が不明確であり、また実績報告書による「収支決算書」も同様である。
- ②実績報告書「収支決算書」に係る島原市観光振興事業補助金交付要綱第6条に定める「(2) 支払明細書」について、一部提出されていない。

■島原市観光宿泊施設支援事業補助金について

- ①当初並びに変更承認に関する補助金交付申請について、いずれも収支予算(収入・支出)に関する書類に整合性がない。
- ②実績報告書「事業報告書」において、その記載内容は簡素化されており事業実績(実施内容、実施時期、実施回数など)を把握できる内容となっていない。
- ③実績報告書「収支決算書(補助対象経費)」の審査において、交付決定日前に執行(着手)された事業費(支出経費)を補助対象経費として取り扱いを行っている。

【農林水産部】

《農林課》

■農林水産業振興事業補助金について

[認定農業者協議会運営事業]

- ①本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。
- ②事業経費に会費や繰越金などの自主財源が充てられておらず、次年度繰越額が多額となっている。

[元気ある担い手アクション支援事業]

- ①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に準じた補助金交付が行われておらず、過大に交付している。

[基礎家畜保留事業]

- ①補助金交付に係る提出書類について、補助対象事業の実態に沿わない手続きが行われている。

[畜産環境衛生保全事業]

- ①本補助金申請における補助対象経費の根拠となる積算基準等がない。

《耕地水産課》

■農林水産業振興事業補助金について

[資源を育む長崎の海づくり事業]

- ①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。

[活力ある海づくり事業]

- ①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。
- ②本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。

[水産振興協議会事業]

- ①本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。
- ②補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

③実績報告書「収支決算書」において、前年度繰越額の記載に誤りがある。

④令和2年度収支決算（書）において、次年度繰越額が多額となっている。

[次代を担う漁業後継者育成事業]

①補助金交付に係る提出書類について、補助対象事業の実態に沿わない手続きが行われている。

②補助事業者から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の一部について確認が行われていない。

■農業用施設管理業務委託について

①業務完了通知書の提出がなされていない。

【教育委員会】

《教育総務課》

■適応指導教室警備保障業務委託について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

②業務完了通知書の提出がなされていない。

■学校校舎監視業務委託について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■学校警備保障業務委託（小学校警報装置保守点検業務）について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■学校警備保障業務委託（小学校機械警備業務）について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■公印の管理及び使用について

- ①公印台帳記載項目の一部に不備が見受けられた。また、公印台帳の作成漏れ、島原市教育委員会公印規則に規定するひな形と現物に相違がある。

《学校教育課》

■島原市立小・中学校教職員の定期健康診断業務委託について

- ①本業務執行に必要となる「仕様書」の作成がなされていない。
- ②業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適当でない。
- ③契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。
- ④業務完了通知書の提出がなされていない。

■島原市立小・中学校教職員の尿検査業務委託について

- ①本業務執行に必要となる「仕様書」の作成がなされていない。
- ②業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適当でない。
- ③契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■心の健康事業ストレスチェック委託について

- ①本業務完了に伴い提出される業務完了通知書が、「島原市契約規則の規定による書式及び様式を定める規程」に準じた様式で提出されていない。

■有明中学校給食センター機械警備業務委託について

- ①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。
- ②業務完了通知書の提出がなされていない。

■学校給食調理場廃棄物処理業務委託について

- ①業務完了通知書の提出がなされていない。

《社会教育課》

■ 史跡「旧島原藩薬園跡」等除草業務委託について

- ① 1 者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において 1 者随意契約とする理由が明記されていない。
- ② 契約履行の場所について、仕様書に指定する業務対象範囲が曖昧である。
- ③ 契約者（相手方）が、島原市契約規則第 3 条に規定する資格者でないにも関わらず、本規則第 3 5 条第 1 項第 3 号を適用し契約保証金を「免除」している。

■ 東空閑城跡除草業務委託について

- ① 1 者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において 1 者随意契約とする理由が明記されていない。
- ② 業務完了通知書の提出がなされていない。

■ 霊丘公民館屋内清掃業務委託について

- ① 1 者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において 1 者随意契約とする理由が明記されていない。
- ② 業務完了通知書の提出がなされていない。

■ 中央駐車場パーキングシステム保守点検業務委託について

- ① 契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■ 霊丘公民館警備委託について

- ① 1 者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において 1 者随意契約とする理由が明記されていない。
- ② 業務完了通知書の提出がなされていない。

■ 有明公民館 植木剪定及び除草作業等業務委託について

- ① 業務完了通知書の提出がなされていない。

《スポーツ課》

■業務委託「共通事項」について

- ①契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにも関わらず、島原市契約規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。

■JFAこころのプロジェクト「夢の教室」（オンライン）業務委託について

- ①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■体育施設の除草・清掃業務委託について

- ①業務委託執行伺における「適用条項」並びに「理由書」について一部不備がある。

■有明体育館及び有明青少年武道館屋内清掃業務委託について

- ①業務委託執行伺における「適用条項」並びに「理由書」について一部不備がある。

■公金の保管等の取り扱い状況

- ①各施設使用に関する諸手続き（様式使用）について、条例施行規則に準じた取り扱いが行われていない。

6. 総 括

監査対象部署における監査項目については、概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、補助金の交付については、少なからず問題点があったといえる。

今回の監査を通じて全庁的な観点として捉え、要望事項などがあったので次のとおり述べることとする。

（1）補助金について

- ①要綱の見直しなどについて

本市並びに地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、市単独補助金に関しては島原市補助金等交付規則により交付手続きが定められ、併せて予算執行の適正化が図られている。さらに、補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた要綱などにより適正に執行されるものである。

この要綱が交付決定及び補助金額の確定の根拠となり、補助金執行手続きにおける審査基準となるが、補助事業等の実施状況や補助金交付額など一部沿わないものが見受けられた。

補助金交付要綱等により、補助事業者等に対し 補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られる。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。

については、各所管部署において、島原市補助金等交付規則による交付手続き及び予算執行の適正化を踏まえ、上記の要件を満たす要綱となるよう見直されたい。

②実績報告書における事業の経費内訳や具体的な事業内容の明記について

実績報告書が補助事業者等から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。

しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが多く見受けられた。

補助金の適切な使途を確認・審査するためには、補助対象経費を費目別に記載することにより、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額を明示することが必要と考える。

また、補助金以外の収入がある補助事業者等の場合は、各費目別の内訳において、さらに補助金充当分の金額仕分けをすることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

については、経費、費目別の内訳や単価、件数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められ審査を行われたい。これは交付申請（書）並びに交付決定に関連することでもある。

③補助事業等の状況報告について

補助金交付決定後における補助事業等の遂行状況について、円滑かつ適正な執行を図るため、当該補助事業等の目的及び内容に応じ、その遂行状況を把握しておくことが必要であると考ええる。

④補助事業経費の財源について

補助事業者等に補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであると考ええる。公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して補助事業者等の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないかなどを確認することが望ましい。

⑤剰余金の繰越しについて

補助金の支出に関しては会計年度独立の原則が適用され、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかしながら、運営費的補助又は事業費的補助を問わず補助事業者等の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが見受けられた。

については、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

なお、本繰越しについては、平成30年度実施の同監査結果報告により、是正するよう通知を行った経緯もあり確実に実施されたい。また、次年度予算計

上の際は、繰越金が発生している補助事業等の有無について厳格な審査を行い、限られた財源を効果的に配分する予算に繋げていただきたい。

⑥補助金の適正な執行並びに見直しについて

補助金は、補助事業者等にとって既得権化、依存化しやすく、また市においても予算要求及び執行そのものが慣例化しやすく、予算の範囲内で執行されていけば問題はないという意識から、補助金執行事務の最終段階における精算手続きである補助金の額の確定に係る法令、規則及び補助金交付要綱等に規定された交付要件、補助対象経費の費目、算出基準に基づく十分な確認・審査及び検査が行われていないことが現状であると考ええる。

については、これまで補助金を交付しているものについて、社会情勢及び経済状況の変化等に対応したものとなっているか、終了期限を設定できないかなどの評価・検討が必要であり、市単独補助事業については、補助事業者等の自己努力による相応の負担が可能ではないか、運営費的補助を受ける補助事業者等の組織体制や事業内容等の見直しによる経費の節減が可能ではないかなど、一旦ゼロベースから補助金交付の必要性を検証し、真に必要性があるものに限定するなど、より一層の精査を行うよう努められたい。

(2) 公金の取り扱いマニュアルについて

公金の取り扱いマニュアルは全て作成されていたが、一部では単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす内容となっていないものが見受けられた。

公金の流れのみを記載したものでは、職員の管理意識の向上には繋がりにくいと考え、また現状のマニュアルでは取り扱いを行う意識の希薄化が心配される。

については、現行のマニュアルが、公金の適正な取り扱いを示す内容となっているか、実用的なものか、実効性があるか、再度確認し検討いただきたい。

(3) 公文書の改ざん防止について

公文書とは、市役所を含めた行政機関などの職員が、職務上作成して組織的に取り扱う文書であり、公文書管理法で厳格な管理が義務づけられている。

しかしながら過去には、全国で相次いだ「文書の書き換え（公文書の改ざん）」が問題視された経過もある。このため、全国の行政機関などにおいては、特に「消せるボールペン」の公文書への使用禁止などを徹底する取り組みが見られる中、本市においても当該ボールペンを使用している事案が見受けられた。

については、当該リスクの回避のため、徹底した対応を検討いただきたい。

